○法務省告示第百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月四日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社田口鋳造所の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社堀川製作所	富山県南砺市北野二千百二十八番地	金属プレス加工
綿半テクノス株式会社	長野県飯田市松尾寺所七千二百二十三番地	溶接

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社かぎや	大阪府大阪市平野区加美北一丁目十一番二十三号	建具製作
新家工業株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目十二番十二号	機械保全
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町一番一号	工場板金、溶接
株式会社田口鋳造所	広島県福山市千田町四丁目十八番四十号	鋳造
株式会社信和	福岡県大野城市大池二丁目二十一番二十四号	とび

○法務省告示第百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月四日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表株式会社三進製作所の項中「金属プレス加工」の下に「、溶接」を加え、同表に次のように加える。

岐垣鋼業株式会社	岐阜県大垣市浅西三丁目二十二番地の八	機械加工

○国税庁告示第五号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月四日　国税庁長官　林　信光

別表特定非営利活動法人東京コミュニティスクールの項中「東京都杉並区和田三丁目三七番五号第五鴨下ビル」を「東京都中野区中野一丁目六二番一〇号」に改め、同表ＮＰＯ法人ハッピーマンマの項中「福岡県福岡市中央区天神四丁目一番二四号東洋天神ビル四Ｆ」を「福岡県福岡市南区野多目一丁目一二番一五―二〇三号」に改め、同表特定非営利活動法人国際インフラ調査会の項中「特定非営利活動法人国際インフラ調査会」を「特定非営利活動法人国際インフラパートナーズ」に改め、同表エフ・オー・イー・ジャパンの項中「東京都豊島区池袋三丁目三〇番二二号二〇三号室」を「東京都板橋区小茂根一丁目二一番九号」に、また、「ヘルテン・ランダル・アラン」を「ヘルテン・ランダル・アラン　石田　信男　三柴　淳一」に改め、同表特定非営利活動法人北海道市民環境ネットワークの項中「北海道札幌市中央区南九条西三丁目一番六号彩木ビル二階」を「北海道札幌市中央区南一条西五丁目八番地愛生舘ビル五階」に改め、同表特定非営利活動法人飛んでけ車いすの会の項中「北海道札幌市中央区南八条西二丁目市民活動プラザ星園四〇七」を「北海道札幌市中央区北二条西二十八丁目二番八号」に、また、「柳生　一自」を「中原　宏和」に改め、同表特定非営利活動法人ロシナンテスの項中「福岡県北九州市小倉北区萩崎町九番三五号」を「福岡県北九州市小倉北区古船場町一番三五号」に改め、同表特定非営利活動法人ソムニードの項中「特定非営利活動法人ソムニード」を「特定非営利活動法人ムラのミライ」に、また、「和田　信明」を「中田　豊一」に改め、同表特定非営利活動法人アジア日本相互交流センターの項中「特定非営利活動法人アジア日本相互交流センター」を「特定非営利活動法人アイキャン」に改める。

○厚生労働省告示第四十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十六条第一項の規定により、次のように同法第四十一条第二項の登録性能検査機関を登録したので、同法第百十二条の二第一項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	性能検査を行うことができる機械等の種類	登録年月日
シマブンクレーン検査株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島四十一番地	桑田　耕治	兵庫事務所	兵庫県加古郡播磨町新島四十一番地	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラ	平成二十六年十月一日
			大阪事務所	大阪府大阪市中央区心斎橋筋一丁目二番七号		
			関東事務所	東京都中央区京橋一丁目一番一号		

○厚生労働省告示第四十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関について、同法第四十六条第四項第三号の事務所の名称及び所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	静岡検査事務所	静岡県静岡市駿河区南町十四番二十五号	北海道検査事務所	北海道札幌市北区北七条西七丁目一番三十号	平成二十六年十一月一日
			埼玉検査事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目十三番十九号	
			長野検査事務所	長野県長野市鶴賀緑町千四百三番三	